

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00015 沿革 (略) <u>平成23年3月30日 一部改正</u></p> <p>第1条 (略)</p> <p>(申込み)</p> <p>第2条 貿易代金貸付保険の申込を行おうとする者は、原則として、貸付契約締結日又は発効日から1ヶ月以内かつ初回貸出の実行日の前日（包括保険の対象となる案件にあっては貸付契約締結日以降、初回貸出要件充足日から1ヶ月以内かつ初回貸出実行日の前日）までに別紙様式第1-1による貿易代金貸付保険申込書に貸付契約を証する書類及びその内容を収録したOCRシート（<u>② ① ① ①</u>）を添付し、日本貿易保険の本店（以下「本店」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。この場合において、一の貸付契約で貸付金が2以上の通貨で償還される場合は保険料算定上償還金額を分割し、申込書を提出するものとする。</p> <p><u>2 貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書（平成13年4月1日 01-制度-00014）第4条の2第2項に基づく申請は、別紙様式1-2による貿易代金貸付保険保険金額に関する申請書を提出することにより行うものとする。同一の案件に貸付者が複数ある場合にあっては、すべての貸付者が当該申請を行うものとする。</u></p> <p><u>3 約款第21条の2に基づく誓約は、第1項の申込みに当たって、申込を行おうとする者及び被保険者になるべき者が別紙様式第1-3、輸出者等が別紙様式第1-4、または日本貿易保険がこれらに準ずると認めた様式による不正競争防止法に係る誓約書をそれぞれ日本貿易保険に提出することによ</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00015 沿革 (略)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(申込み)</p> <p>第2条 貿易代金貸付保険の申込を行おうとする者は、原則として、貸付契約締結日又は発効日から1ヶ月以内かつ初回貸出の実行日の前日（包括保険の対象となる案件にあっては貸付契約締結日以降、初回貸出要件充足日から1ヶ月以内かつ初回貸出実行日の前日）までに別紙様式第1-1による貿易代金貸付保険申込書に貸付契約を証する書類及びその内容を収録したOCRシート（<u>② ① ① ①</u>）を添付し、日本貿易保険の本店（以下「本店」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。この場合において、一の貸付契約で貸付金が2以上の通貨で償還される場合は保険料算定上償還金額を分割し、申込書を提出するものとする。</p> <p><u>2 約款第21条の2に基づく誓約は、前項の申込みに当たって、申込を行おうとする者及び被保険者になるべき者が別紙様式第1-2、輸出者等が別紙様式第1-3、または日本貿易保険がこれらに準ずると認めた様式による不正競争防止法に係る誓約書をそれぞれ日本貿易保険に提出することにより</u></p>	

<p>り行うものとする。</p> <p>第3条 ～ 第29条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成23年4月1日から実施する。</u></p> <p>別表1 ～ 別表4 (略)</p>	<p>行うものとする。</p> <p>第3条 ～ 第29条 (略)</p> <p>別表1 ～ 別表4 (略)</p>	
---	--	--